

## 震災対応カウンセラー等の配置について

義務教育課

### 1 事業趣旨

東日本大震災により被災した児童生徒等の支援を行うために、臨床心理士等を学校等に派遣し、カウンセリングなどによる心のケアに当たる。

### 2 実施期間

平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までとする。

### 3 実施方法

#### (1) 配置箇所

東日本大震災により被災した児童生徒等の支援に当たる震災対応カウンセラー等を義務教育課に配置し、県内を次の4地区に分けて対応に当たる。（別添 平成23年度震災対応カウンセラー等 参照）

地 区	担当教育事務所・出張所
北地区	北教育事務所
中央地区	中央教育事務所
由利・にかほ地区	中央教育事務所由利出張所
南地区	南教育事務所

#### (2) 活用の申し込み方法について

- ①活用を希望する幼稚園・保育所、小・中・高等学校及び特別支援学校は、別紙1の活用申込書を作成し、地区を担当する教育事務所・出張所にFAX等で提出する。
- ②地区を担当する教育事務所・出張所は提出された活用申込書を取りまとめ、各地区のチーフとなる震災対応カウンセラーと連絡をとり、日時、場所等を決定する。
- ③地区を担当する教育事務所・出張所は、決定した日時、場所等を当該校及び義務教育課に連絡する。

#### (3) 活用報告について

- ①震災対応カウンセラー等を活用した学校等は、活用終了後1週間以内に、別紙2の活用報告書を地区を担当する教育事務所・出張所に提出する。
- ②地区を担当する教育事務所・出張所は、提出された活用報告書を取りまとめ、翌月の5日までに義務教育課に提出する。

#### (4) 震災対応カウンセラー等の職務

東日本大震災により被災した児童生徒等の支援に当たるために次の職務を行う。

- ①児童生徒へのカウンセリング
- ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する指導・助言
- ③児童生徒等の心のケアを図るための講話、研修、情報提供
- ④その他、義務教育課長が必要と認めるもの

#### 4 震災対応カウンセラー等の資格

##### (1) 震災対応カウンセラーの資格

- ①財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ②精神科医
- ③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務を要する者に限る）の職にある者、又はこれらの職にあった者

##### (2) 震災対応カウンセラーに準ずる者の資格

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ②大学もしくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

#### 5 震災対応カウンセラー等の任用

特別職の非常勤の職員として県が任用する。任用に当たっては、人事異動通知書（様式第1号）を交付して行うものとする。

#### 6 震災対応カウンセラー等の報酬及び費用弁償

- (1) 震災対応カウンセラー等の報酬は時間給とし、1時間当たり5,700円とする。ただし、4(2)に掲げた準ずる者の報酬時間額は3,280円とする。
- (2) 割増報酬の支給については、「秋田県教育庁等における非常勤職員取扱要綱」により取り扱うが、時間外勤務手当に相当する割増報酬については、特別の事情があると認められる場合を除き、支給しない。  
なお、特別の事情とは、災害や事件、事故等のため、短期間内に多数の児童生徒のカウンセリングを行う必要がある場合をいう。
- (3) 報酬及び割増報酬の計算期間は、当月1日から当月末日までの分を翌月に支給するものとする。
- (4) 3(4)の職務に関わる旅費の支給については、常勤職員の例による。

(別紙1) 震災対応カウンセラー活用申込書（略）

(別紙2) 震災対応カウンセラー活用報告書（略）

平成23年度 震災対応カウンセラー等

地区	担当教育事務所・出張所	カウンセラー等
北地区	北教育事務所	○水野京子 佐々木こずえ 檜森久子 藤岡浩 佐藤健
中央地区	中央教育事務所	○石山宏央 堺澤大 柴田健 大波幸美 渡部明子 佐藤順子 成田ひとみ 戸島眞清
由利・にかほ地区	中央教育事務所由利出張所	○橋本まり子 斎藤和樹 三浦奉宣 柴田静寛 松渕聡子 佐藤真紀
南地区	南教育事務所	○浅沼知一 上村佐知子 菅原由起子 戸田麻美 伊勢谷凡子 佐藤百合

○は各地区のチーフ